

したホームレスを見ることのできる。すなわち、ホームレスとは、雇用されていないかたり、あるいは日雇といった不安定な雇用関係、また居住の喪失や一時寄宿といった不安定な居住、稼働収入の喪失・低位性などによって、心身状態が悪化していき、最終的に社会的諸関係（社会的つながり）から排除されてしまった存在としてとらえることができるのである。これは、貧困と社会的排除の極限的な形ともいえるよう。

また、このような状態に至らないまでも、次のようなさまざまな貧困と社会的排除の問題・課題として現れている。前述したように、労働市場を経由して現れる貧困として、働いても生活ができないワーキングプアなどの問題がある。また、労働市場を経由しない、すなわち、十分な雇用機会が得られない傷病者・障害者・高齢者は、貧困・低所得に陥る可能性が高いといえる。これは、健康、障害、高齢を理由として、労働市場から遠ざけられていることを意味する。さらには、労働市場において、男性に比べ雇用機会や労働条件が低位におかれている女性、とりわけ、ひとり親世帯においては、就労と養育両面での環境が十分でないことから、貧困・低所得に陥る可能性が高い。その他、国際化の進展に伴う困窮外国人などの問題があげられる。

これらの問題は、労働、健康、障害、高齢、女性、国籍・文化などと貧困の関係を、どのように考えるかという課題を提示しているともいえる。

近年の大きな動きとして、2008（平成20）年の経済危機「リーマンショック」を契機とした、非正規雇用を中心とする雇用・失業問題とそれに連なる貧困・低所得者問題のさらなる拡大・深化があげられる。ここでは、「派遣村」に象徴されるワーキングプアやホームレスを中心とする貧困者の反乱、「子どもの貧困」への着目などが、社会の注目をあびることとなった。

◎参考文献

- 江口英一「現代の「低所得層」——「貧困」研究の方法」（上・中・下）東楽社、1979～1980。
- 龍山京「龍山京著作集」（全8巻）ドメス出版、1981～1985。
- 中鉄正義「生活権意識論」好学社、1956。
- 中鉄正義「現代日本の生活体系」ミネルヴァ社、1975。
- 橋本俊雄・浦川研次「日本の貧困研究」東京大学出版会、2006。
- 日本社会福祉学会編『日本の貧困——ポスター・ライオン階層の研究』有斐閣、1958。
- 宮本悠一「社会資本論 改訂版」有斐閣、1976。
- アンソニー・キアンス、松尾朝文ほか訳『社会学 第4版』而立書房、2004。
- Townsend, P. *Poverty in The United Kingdom: A Survey of Household*, 1979。
- Townsend, P. *The International Analysis of Poverty*, Harvester Wheatsheaf, 1993。
- 小沼正「貧困——その測定と生活保障 第2版」東京大学出版会、1980。
- 吉田久一「吉田久一著作集② 日本貧困史 改訂版」川島書店、1993。
- 岩田正義「社会的排除——参加の欠如、不確かな帰属」有斐閣、2008。
- ボール・スピッカー、环评一監訳『貧困の概念——理解と応答のために』生活書院、2008。

公的扶助制度の歴史

貧困・低所得者問題は、人間の歴史とともにあったといえる。そして、それぞれの時代状況によって、その問題の現れ方やとらえ方、対応策も変わってきている。

そこで本章では、はじめに、公的扶助にとどまらず、社会保障・社会福祉制度の成立と展開が典型的に現れているイギリスとアメリカの歴史を通し、国家が貧困・低所得者問題にどのようにかかわってきたのかについて学ぶ。

次いで、これらの国々との対比において、わが国における公的扶助が、どのような経緯をたどり、今日に至っているのか、その制度的沿革を理解する。

最後に、わが国において、近年どのような貧困・低所得者対策がとられているのかについてその動向を明らかにする。

このように、ここでの学習のポイントは、公的扶助がどのような経緯を経て現行制度に至っているのかについて、海外ならびに日本の公的扶助の歴史を学ぶこと、またわが国における貧困・低所得者対策の動向についての理解を図ることにある。

司法機関との連携・協働

司法にかかわる関係機関としては、家庭裁判所、保護観察所、保護観察所、日本司法支援センター（法テラス）、更生保護施設などがあげられる。更生保護関係では保護観察官、保護司、また似務整理などを行う際には弁護士、司法書士などの専門職種と連携・協働し、協働し、利用者の社会生活が安定するよう支援していく。

- ◎参考文献
岡部卓 『改訂 福祉事務所ソーシャルワーカー必修——生活保護における社会福祉実践』 全国社会福祉協議会、2003。
新保委審 『生活保護スーパービジョン基礎講座——ソーシャルワーカー・利用者とともに歩む社会福祉実践』 全国社会福祉協議会、2005。
生活保護自立支援の手引き編集委員会編 『生活保護自立支援の手引き』 中央法規出版、2008。
福祉二業成講座編集委員会編 『新版社会福祉士養成講座⑤ 公的扶助論 第5版』 中央法規出版、2007。

生活保護における自立支援

2003（平成15）年8月、社会保障審議会福祉部会に「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」が設置され、生活保護制度に関する全面的な見直しの論議が行われた。そのなかで、これまでの自立および相談援助活動をより発展させた「自立支援プログラム」案が提示され、それを具体化させるために「自立支援プログラム」実施の必要性が述べられた。これを踏まえ、厚生労働省は、自立支援プログラム策定に向けて新たな方向性を打ち出すこととなった（平成17年度より実施）。

ここでは、生活保護法の目的である「最低生活保障（所得保障）」と「自立助長（自立に向けた相談援助活動＝援助者主体）」、そこに「自立助長（自立に向けた支援活動＝利用者主体）」も併せて行うという考え方の転換が図られた。生活保護受給者・世帯の自立に対して、より有効な支援が求められるようになったという点である。

そこで本章では、はじめに、生活保護における自立とは何を指すのか、次いで、自立支援プログラムの導入がこれまでの対人援助活動のなかにもどどのように位置づけられるのか、そして最後に、自立支援プログラムの策定方法について、それぞれ明らかにしていく。

このように、ここでの学習のポイントは、生活保護における自立ならびに自立支援プログラムの理解を図ることにある。

第1節 自立とは何か

1 一般社会における自立の概念

生活保護における自立支援を検討するうえで「自立」をどのようにとらえるかは、支援を受ける者（被支援者）と、支援を行う者（以下、支援者）の双方にとつて、重要な事柄である。

「自立 (independence)」については、これまで、他人の力を借りずに生活をすると考え方が一般的には支配的であった。そして今日のにも、非常に強い支配的な考え方としてこの言葉が使用されている。それは、自分が働いて得た収入で生活するという「経済的自立」から、その前提として自分の身の回りのことが自分でできるといって「身体的自立」に至るまで、さまざまなレベルでとらえられてきた。他人の力を借りない、これはつまり、公的な制度による支援を受けない、あるいは家族、親族の援助を受けずに生活をすることが求められてきたといっている。

この自立概念のとらえ方を、社会福祉制度のなかでいち早く位置づけてきたのが、生活保護制度である。

2 生活保護法における自立の二つの見解

生活保護法における「自立」については、二つの見解があった。一つは、現行法制定時の厚生省社会局長（当時）木村忠二郎が著わした、生活保護法のコンメンタールである『生活保護法の解説』にみることができる。ここでは自立について、「自立を助長するという自力更生をはかることを明らかにしているものであるが、これは、国の道義的義務からいっても当然のこととしようべく、この種の制度に伴いがちの惰民の養成といった弊害を生ぜしめないようにしようとするものである¹⁾」としている。

そしてもう一つは、同じく現行法制定時の厚生省社会局保護課長（当時）小山進次郎が著わした、生活保護法のコンメンタールである『生活保護法の解説と運用』である。

1) 現に生活保護を受けているかどうかにかかわらず、要保護（生活困窮）状態にある人

2) 木村忠二郎『生活保護法の解説』時事通信社、117頁、1950（初版）、1958（第2次改訂版）

このなかでは、その人内在的な可能性を発見して、それを助長育成する、それが自立であり、経済的な自立と狭くとらえるべきではない、としている³⁾。また、惰民防止ということを目的として、「自立の助長」を謳ったわけではない、ということも強調しており、生活保護における「自立」の趣旨は、経済的自立を超えて広く社会的な自立というものを考える必要がある、と述べられている。

このように、これら二つの見解は、前者は主に「自立＝経済的自立」として、後者は主に「自立＝社会的自立」として考えられていたといえよう。

【生活保護法における自立】

生活保護法制定に関わった小山進次郎は自立助長について、以下のように述べている。「最低生活の保障と共に、自立の助長ということを目的の中に含めたのは、『人をして人たるに値する存在』たらしめるには単に最低生活を維持させるといっただけでは十分でない。凡そ人はすべてその中に何等かの自主独立の意味において可能性を包蔵している。この内容的可能性を発見し、これを助長育成し、⁴⁾ 前して、その人をしてその能力に相応しい状態において社会生活に適応させることこそ、真実の意味において生存権を保障する所以である。社会保障の制度であると共に、社会福祉の制度である生活保護制度としては、当然此処迄を目的とすべきであるとする考えに出でるものである。従って、兎角誤解され易いように惰民防止ということは、この制度がその目的に従って最も効果的に運用された結果として起ることはあらうが、少くとも『自立の助長』という表現で第一義的に意図されている所ではない。自立の助長を目的に謳った趣旨は、そのような調子の低いものではないのである」

3 3 | 他の福祉領域における自立の考え方

その後、「自立」をめぐる考え方は、障害者の自立生活運動や高齢者の自立をどう考えるかという議論において、広く自分の置かれた地域のなかでさまざまな社会資源を活用しながら、自分で選び取って自分の生活を実現していく、という意味内容で使われるようになる。

このように考えられた大きな理由としては、例えば、就職の可能性がない、身体的自立を図ることができない状態にある重度の障害者や高齢者にとつての「自立」（＝経済的自立）については、答えが出ないことになってしまいうからである。すなわち、経済的あ

3) 小山進次郎『改訂増補 生活保護法の解説と運用』（復刻版）、全国社会福祉協議会、92～93頁、2004。

4) 同上、92～93頁

るいは身体的支援を受けている人たちは、経済的自立、身体的自立というゴールにたどりつけない存在として、とらえることとなってしまふ。そこで、地域のなかで経済給付や対人サービスを受けながら、自己決定・自己選択に基づいて生活を営む「精神的自立」「援助（支援）付自立」という考え方によって、自立がとらえ返されることとなるのである。

障害者福祉や高齢者福祉領域でいう「自立」とは、「依存」の対極にある「自立」ではなく、「自律（autonomy）」という意味で使用されていると考えることができる。すなわち、自律とは、他者の決定にて自己の生活が営まれる「他律」ではなく、主体的、自律的に自分が選択する、という考え方に立っているものとしてとらえてよいであろう。

4 | 自立概念の新たな展開

社会福祉の基本法である社会福祉法においては、この自律の概念のもとにサービスを行うことが明記されている。社会福祉法第3条（福祉サービスの基本的理念）では、「福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならず」と規定し、同法のコンメンタールである『社会福祉法の解説』では、上記条文について次のような解説を行っている。

それは、『個人の尊厳の保持』が、まず福祉サービスにおいて第一に考えられなければならない旨を明らかにし、次いで「福祉サービスの『利用者』は、自らの意思と選択により『自立』していく主体としてとらえられることとなり、福祉サービスは、利用者の自己決定による『自立』を『支援する』ものでなければならず」、そして「自己決定による自立とは、自らの意思に基づいて、本人らしい生き方を選択するものといえる」と説明している。

2004（平成16）年12月に出了された「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」（第3章第3節参照）報告書では、上記の社会福祉法の理念をもとに、自立支援について、「就労による経済的自立のための支援（就労自立支援）のみならず、それぞれの被保護者の能力やその抱える問題等に応じ、身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送るための支援（日常生活自立支援）や、社会的なつながりを回復・維持するなど社会生活における自立の支援（社

5) 社会福祉法研究会編『社会福祉法の解説』中央法規出版、109～110頁、2001。

会生活自立支援）をも含むものである」として、自立概念として「就労自立」「日常生活自立」「社会生活自立」の三つを掲げている。

これら三つの自立は、並列の関係にあるものである。このことは、就労自立のために日常生活自立、社会生活自立があるのではないこと、また就労自立が進められたとしても、日常生活自立、社会生活自立が果たされているわけではないことを意味している。つまり、それぞれの人がおかれている状況のなかで、日常生活レベル、社会生活レベル、就労レベルで自分の可能性を追求していくこと、要保護者自身が決定・選択し自ら人生を切り開いていくこと、これらを支援していくことが重要となるのである。

2 自立支援プログラムの位置づけ

1 自立支援プログラム導入の背景

生活困窮状態にある要保護者の生活課題は、経済的問題が基底となり発生し、それは労働にかかわる問題から、生活にかかわる問題まで多岐にわたっているのが特徴である。今日では、以下のような多様な生活課題を抱える要保護者が増えている。具体的には、アルコール・薬物等の依存症、多重債務、DV、児童虐待、元ホームレス、地域のなかで孤立しネットワークをもたない高齢者・障害者、精神疾患等による社会的入院、貧困の世代間継承（再生産）などがあげられる。さらに要保護者のなかには、生活保護の受給が長期化している人も増えており、経済給付は行っているものの、それだけでは自立が十分に図られないという実態もみられるようになっていく。

生活保護の実施機関である福祉事務所においても、これら要保護者の生活課題や保護の長期化への対応に対して苦慮している現状がある。援助・支援者であるソーシャルワーカー（以下、生活保護ワーカー）の個人的努力や経験による取組みがなされているが、かかわる生活保護ワーカー個々の対応にバラツキがあるなど、必ずしも十分な対人援助となっていないのが実態である。

こうしたなか、前述の「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」報告書では、要保護者と直接かかわっている地方自治体が、要保護者の現状や地域の社会資源を踏まえ、自主性・独自性を生かして「自立支援プログラム」を策定し、それに基づいた支援を実施すべきである、との提言を行った。ここでいう自立支援プログラムとは、実施機関である福祉事務所が、管内の生活保護利用者全体の状況を把握したうえで、要保護者の状況や自立支援を阻害する要因（自立に向けた課題）について類型化を図り、それぞれの類型ごとに取り組みべき自立支援の具体的内容および実施手順などを定め、これに基づいて個々の要保護者に必要な支援を組織的に実施していくというものである。

この指針を踏まえ、平成17年度より、国や自治体、福祉事務所が連動し、各自治体ごとに自立支援プログラムによる支援活動に取り組んでいくこととなった。具体的には厚生労働省から、「平成17年度における自立支援プログラムの基本方針について」（平成17年3月31日社援発第0331003号）（第21巻参照）ならびに「自立支援プログラム導入

のための手引（案）について」（平成17年3月31日事務連絡）（第21巻参照）という通知が発出されている。

2 生活保護における対人援助

生活保護の実施機関である福祉事務所では、要保護者の最低生活を保障しながら、経済的な自立のみならず、広く社会的な自立に向かっての相談援助・支援活動を行っている。

この相談援助・支援活動は、「生活保護実施過程」ともいわれ、「受付→申請→資力調査→要否判定→決定（開始・却下）→支給（変更・停止）→廃止」という段階を経る。これら一連の過程は、福祉事務所からみれば生活保護給付過程、逆に、要保護者からみれば生活保護受給過程となる。と同時に、ソーシャルワーク（生活保護法においては「指導・指示」および「相談・助言」など）を通して行われる相談援助・支援活動によって、要保護者の生活全体を援助・支援していく社会福祉実践過程であるともいえる。

この生活保護の実施過程が、単に経済給付を行う過程にとどまらず、経済給付を通じた要保護者の社会的な自立に向けての相談援助・支援活動になるかどうかは、実際に福祉事務所において、どのような活動が行われているかにかかっている。

また、生活保護における相談援助・支援活動の範囲と内容は、生活保護の対象となる要保護者に対するこれら一連の相談援助・支援活動だけを指しているのではなく、生活相談や支援ということで福祉事務所にかかわってくる、すべての相談を含めて考えられている。そしてそこでの相談援助・支援活動は、それぞれの相談に応じた課題の解決に寄与する機能をもっていなければならない。

そのため、生活保護における相談援助・支援活動とは、①生活困窮ということで直接・間接にかかわってくるすべての相談を含めていること、②生活保護の対象とならない相談者の相談援助・支援も含まれていること、③生活保護廃止後の相談援助・支援も含まれていること、ということになる。

3 相談援助と支援の関係

——生活保護法における法的な位置づけ

生活保護法のなかで、相談援助と支援はどのように位置づけられるのだろうか。

2000（平成12）年の地方分権一括法に伴う生活保護法の改正において、最低生活保障とそれに伴う指導・指示にかかわる業務は「法定受託事務」、要保護者への相談・助言と

被保護者への相談・助言にかかわる業務は「自治事務」として位置づけられるようになつた。そして2005(平成17)年の自立支援プログラムの導入によって、この支援活動も「自治事務」として位置づけられた。

そこで、生活保護法における「相談援助」と「支援」の関係については、次のように理解しておく必要がある。

- ① 相談者(要保護者を除く)および要保護者の意向に即した相談・助言は、相談者(要保護者を除く)に対しては社会福祉法および社会福祉各法を法的根拠に、また要保護者に対しては生活保護法第27条の2(相談及び助言)および同法第28条(調査及び検診)を法的根拠とする。
- ② 被保護者の意向を尊重した相談援助活動は、生活保護法第27条(指導及び指示)を法的根拠とする。
- ③ 被保護者の選択と決定に基づく支援活動(自立支援プログラムを含む)は、生活保護法第27条の2(相談及び助言)を法的根拠とする。

そのため、被保護者が自立支援プログラムを選択しない、あるいは自立支援プログラムが不調に終わったことを理由に、指導・指示違反として保護の停止および廃止を行うことはできない(生活保護法第27条の2の規定に対して保護の廃止はできない)ということに留意する必要がある。

6) 福祉事務所は置籍・間接にかかわる生活課題を抱える人。相談来所しない人も含んでいる(法律で規定されている用語ではない)
 7) 被保護者であるかどうかにかかわらず、要保護(生活困窮)状態にある人
 8) 現に生活保護を利用している人

図10-1 生活保護法における相談援助と支援の関係

最低生活保護+自立助長	
相談者・要保護者	被保護者
生活保護における社会福祉実践(相談援助活動および支援活動)	自立支援
相談および助言	自立助長に即した支援
相談援助	
相談者・要保護者の意向に即した相談および助言	被保護者の意向を尊重した相談援助活動(自立支援プログラムを含む)
○相談および助言(相談者) ・社会福祉法および社会福祉各法(要保護者) ・生活保護法第27条の2(相談及び助言)	○指導および指示に基づく相談援助活動(被保護者) ・生活保護法第27条(指導及び指示)
○保護申請に伴う助言指導(要保護者) ・生活保護法第28条(調査及び検診)	○相談および助言(被保護者) ・生活保護法第27条の2(相談及び助言)

注1: 相談者(要保護者を除く)、要保護者(被保護者を除く)、被保護者(生活保護利用者)

注2: 法定受託事務=生活保護法第27条・第28条

注3: 自立支援プログラムは2005(平成17)年4月から実施

出典: 岡部卓「自立支援の考え方と意義」『生活と福祉』2008年6月号、全国社会福祉協議会、25頁、2008。

4 | ソーシャルワークとしての援助(相談援助活動)と支援(支援活動)

「援助(help)」とは、援助者であるソーシャルワーカー(生活保護ワーカー)が主体となって、対象者である要保護者に働きかけ、生活課題の緩和・解決を図っていくことを指す。それに対し「支援(support)」とは、要保護者が主体となって、生活課題の緩和・解決を図り、支援者であるソーシャルワーカー(生活保護ワーカー)はそれを側面から支援していくことを指している。つまり、「援助」の主体はソーシャルワーカー(生活保護ワーカー)であり、「支援」の主体は要保護者である。

しかしながら実態としては、援助においても、ともに要保護者の意向の尊重あるいは要保護者主体という考え方のもとに、相談援助活動あるいは支援活動が展開されている。支援という言葉を使用することで、よりその考え方を表明しているといえるだろう。

第3章 自立支援プログラムの策定

1 自立支援プログラムの支援過程

生活保護における一般的な相談援助過程は、次のように分けて考えることができる。

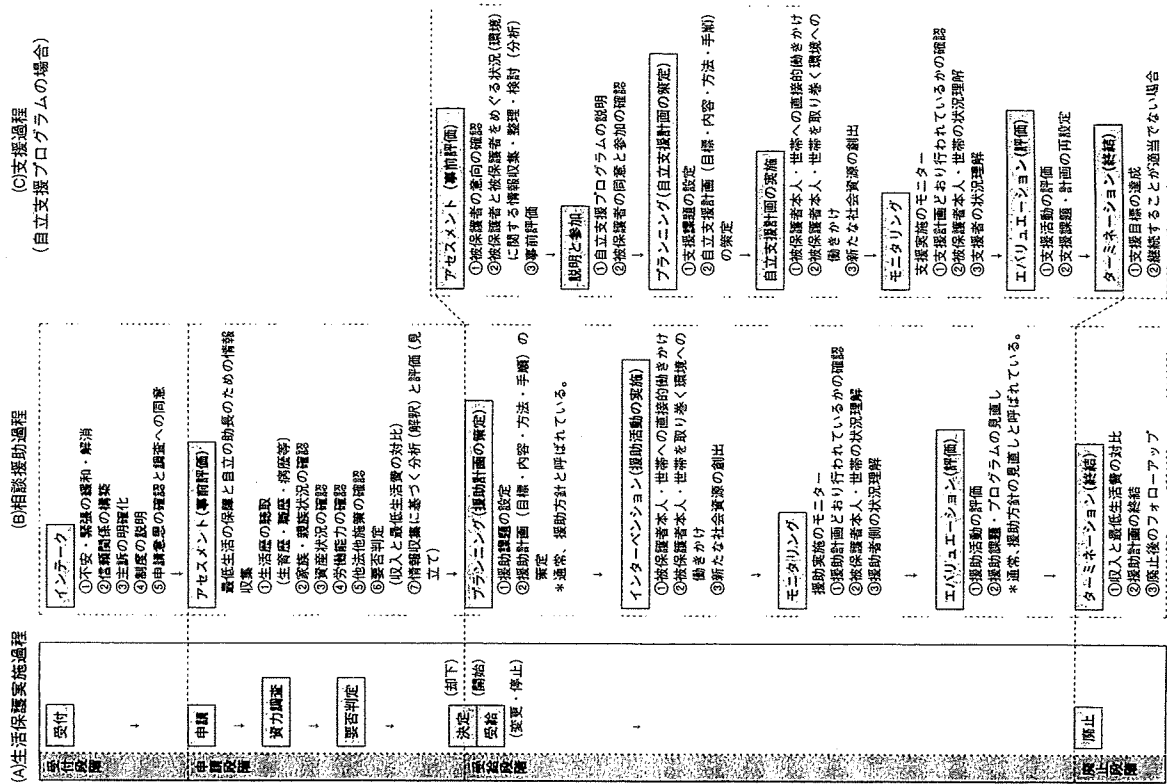
- ① 相談援助の導入にあたる受付段階【インテーク】
- ② 調査や要否判定を行う生活保護申請段階【アセスメント（事前評価）】
- ③ 生活保護の決定とこれからの相談援助の方向づけ【プランニング（援助計画の策定）】とその実施【インタラクティブセッション（援助活動の実施）】、ならびに相談援助活動の見直し【モニタリング】【エバリュエーション（評価）】を行う生活保護受給段階
- ④ 経済給付・相談援助活動の終結と、その後のフォローアップを行う生活保護廃止段階【ターミネーション（終結）】

そして生活保護における相談援助活動の範囲は、受付段階の相談者、申請段階の要保護者、給付・受給段階の被保護者、そして廃止段階の元被保護者を指す。

一方、「自立支援プログラム」では、現に生活保護を受給している被保護者を対象に、被保護者の選択と決定に基づいた支援活動を行っている。「自立支援プログラム」は、次のように大きく四つの支援過程に分けて考えることができる。

- ①「アセスメント（事前評価）」「説明と参加」の段階
- ②「アセスメント」の段階では、①被保護者の意向の確認、②被保護者と被保護者をめぐる状況（環境）に関する情報収集・整理・検討（分析）、③事前評価を行う。
- ③いうまでもなく、相談援助活動の導入にあたる「インテーク」段階から、被保護者と生活保護ワーカーとの信頼関係が構築され、相談援助活動が展開される。そこで支援活動においては、その関係性を保持・強化していくとともに、「アセスメント」として被保護者がどのような支援の意向をもっているのか、本人がどのような状況（環境）に置かれているのか、さらに本人と状況（環境）の関係についても、アセスメントシートを用いて被保護者の事前評価を行う。

図10-2 生活保護における相談援助・支援のプロセス



資料：著者作成

次いで「説明と参加」の段階においては、①自立支援プログラムの説明、②被保護者の同意と参加の確認を行う。具体的には、まず被保護者の支援課題に即して、生活保護の実施機関である福祉事務所がどのような自立支援プログラムを提供できるのかについて被保護者に提示、説明を行い、次に、それが被保護者の同意と参加のもとに行われることを確認する場面を設定する。

④「プランニング（自立支援計画の策定）」の段階

「プランニング」の段階では、①支援課題の設定、②自立支援計画（目標・内容・方法・手順）の策定を行う。

アセスメント結果を踏まえ、まず、被保護者にどのような支援課題があるのかを確認し、またそのなかで優先的に取り組むべき支援課題について、被保護者の参加のもとに設定する。

次いで、支援目標・内容・方法・手順を定める自立支援計画を策定する。これは、被保護者の支援課題を緩和・解決するために、具体的な支援目標・内容の設定を行うもので、目標達成のために被保護者と環境への働きかけをいつ、どこで、どのような方法や手順で行うのかについて提示する、いわば支援活動の全体的な見取り図にあたるものである。

⑤「自立支援計画の実施」「モニタリング」「エバリュエーション（評価）」の段階

「自立支援計画の実施」段階においては、①被保護者本人・世帯への直接的働きかけ、②被保護者本人・世帯を取り巻く環境への働きかけ、③支援課題に対して既存社会資源の調達・調整が難しい場合における、新たな社会資源の創出がある。

また「モニタリング」の段階においては、支援活動の振り返りが行われる。この段階では、①支援計画どおり行われているかの確認、②被保護者本人・世帯の状況理解、③支援者の状況理解がある。

「エバリュエーション（評価）」とは、事前評価にあたるアセスメントに対し、事後評価を行うことであり、①支援活動の評価、②支援課題・計画の再設定を行う。①においては、支援目標がどの程度達成されているか、また支援が適切に行われているかを評価する。また②においては、実施されている支援の目標が達成されていない場合、具体的には被保護者の支援課題に変化が生じないとき、支援課題に支援内容・方法等が十分対応していないときなどに、引き続き再評価（再アセスメント）を行い、再プランニング、実施、モニタリングと支援活動を継続する。

⑥「ターミネーション（終結）」の段階

「ターミネーション（終結）」には、①支援目標の達成、②支援を継続することが適当でない場合、の二つがある。

自立支援プログラムにおいては、被保護者が支援目標を達成した場合に支援が終了する。これは支援目標が達成され、今後は被保護者自身が自分の力でその課題に対して対応可能であると判断された場合である。この場合、生活保護ワーカーは、再発あるいは予防のために一定の見守り（状況の把握や、場合によっては相談・助言など）を行っていく必要がある。

また、自立支援プログラムの継続が適当でない場合にも支援が終了する。これは、被保護者の状況が変わり、利用しているプログラムが必要でない状況にあると判断された場合と、被保護者からプログラムの継続意思がないとの申し出があった場合が考えられる。前者の場合、生活保護における相談援助活動や、新たな別の自立支援プログラムの活用が考えられる。また後者の場合には、継続意思のない理由等の確認と今後の生活再建をどのように図っていくかについて、その方法などを検討していくことが必要である。場合によっては、新たな場（機関・組織）で支援を行うことが適当なこともある。被保護者の支援課題の緩和・解決のために、情報提供や新たな場へ引き継ぐことも視野に入れることが必要である。

2 自立支援プログラムにおける到達レベル

—「評価」の必要性と意義

自立支援プログラムにおいては、プログラムを活用することにより、それが被保護者の自立にどの程度貢献しているか（効果があるか、または満足しているか）といった到達レベル（評価）の確認を行うことが、大事な作業である。

評価には、生活保護ワーカー自身による「支援者評価」と、被保護者による「利用者評価」、そして自立支援プログラムにかかわる当事者（被保護者、福祉事務所）以外の第三者による「第三者評価」がある。

つまり、生活保護ワーカーは、被保護者およびその世帯を支援するにあたり、どのよう支援課題を把握しているか、どのような支援計画（支援目標・内容・方法・手順）を立てているか、どのようにして自立支援プログラムを実行しているかを自己点検する必要がある（支援者評価）、またそれが被保護者自らの自立に貢献するものになっているか（利用者評価）、さらには当事者から離れた第三者からみて自立支援プログラムが効果的に適用されているか（第三者評価）についても、点検していく必要がある。

プログラムの評価には、支援する前と支援することによってもたらされた結果について分析（解釈）する「アウトカム評価（効果測定）」と、被保護者およびその世帯の問題解決にどのように寄与しているかについて支援過程を分析（解釈）する「プロセス評価」がある。またこれらの評価には、外形的に効果があったか客観的側面にて焦点化していく評価と、被保護者が満足したものであったか主観的側面にて焦点化していく評価がある。

これまで、生活保護の相談援助・支援活動における評価は、長らく量的指標である廃止件数（生活保護廃止＝自立）、あるいは各種扶助費の減額分が評価指標の一つと考えられており、これら以外の明確な指標については、十分作成されてこなかったといえるよう。しかしこれからは、自立支援プログラムの導入に伴って、これら以外の評価指標についても、積極的に作成していく必要がある。自治体によっては、すでに個別自立支援プログラムごとに評価指標を作成し、支援によってどの程度被保護者の自立が達成されているのかを、明らかにしているところが出てきている。

このように自立支援プログラムにおいて「評価」を行うことは、具体的根拠に裏打ちされた実践を反映することであり、また直接支援を行う実施機関である福祉事務所が、被保護者に対してはもちろん、行政内外に対しても説明責任（アカウンタビリティ）を果たすことである。

参考文献
 岡部卓 『改訂 福祉事務所ソーシャルワーカー必修——生活保護における社会福祉実践』 全国社会福祉協議会、2003。
 生活保護自立支援の手引き編集委員会編 『生活保護 自立支援の手引き』 中央法規出版、2008。
 東京都福祉部・首都大学東京共編、岡部卓著代表 『生活保護自立支援プログラムの構築——官学連携による個別支援プログラムの Plan・Do・See』 ぎょうせい、2007。

あ〜お

アウトカム評価 206
 朝日訴訟 42, 78
 アセスメント 174, 202
 新しい貧困 16
 アンダークラス論 25
 安政政告 24
 委託事務費 81
 一時扶助 63, 93, 94
 一般扶助主義 42
 医療券 67
 医療扶助 66, 95
 医療扶助人員 122
 …の診療期間別推移 123
 …の病種別推移 123
 医療扶助率 122
 医療保護施設 73
 医療保護法 40
 医療要否見舞 67
 岩田正美 24
 院外救済 32
 インターベンション 175
 インターク 171
 ウィルソン、W.J. 26
 ウェップ、S. & B. 13, 20
 受付面接 171
 エイベル・スミス、B. 21, 36
 AFDC 37
 江口英一 24
 SSI 37
 NHS 35
 エバリエーション 176, 204
 エリザベス救済法 31
 エンゲル、E. 18
 エンゲル係数 18, 87
 エンゲルの法則 18
 エンゲル方式 87
 援助活動の実施 175
 援助計画の策定 175

か〜こ

介護サービス種類別介護扶助人員 126

介護施設入所者加算 62, 92
 介護施設入所者基本生活費 63, 93
 介護扶助 68, 95
 介護扶助受給者 126
 介護扶助人員 126
 …の介護サービス種類別推移 126
 介護扶助率 126
 介護保険料加算 62, 93
 改正救済法 32
 格差縮小方式 87
 霞山京 24
 加算制度 61, 92
 貸付審査等運営委員会 136
 家庭受産 73
 カルプレイス、J.K. 25
 河上馨 24
 関係機関 188
 関係先調査 177
 基準及び程度原則 55
 基準生活費 60, 90
 基礎控除 64, 96
 ギブズ、A. 22
 技能修得費 71, 95
 期末一時扶助 63, 95
 旧救済法 31
 救護施設 72
 救護法 39
 旧生活保護法 41
 級地制度 60
 救済税 31
 救済制度 4
 救済的ナショナル・ミニマム 9
 救済法 30
 …（アメリカ） 33
 救済法および貧困救済に関する王立委員会 3
 窮民救済法案 39
 教育支援資金 134
 教育扶助 65, 94
 狭義の社会保険 10
 行政事件訴訟 78
 協働 187
 ギルバート法 32
 記録 177
 勤労控除 57, 64, 96

さ〜そ

再アセスメント 204
 災害救済法 152
 最後のセーフティネット 44
 再審査請求 77
 濟世郎制度 39
 在宅患者加算 62, 92
 最低生活の原理 51
 最低生活費の算出方法 100
 最低生活保障 50
 最低生活保障水準 14, 98
 再評価 204

目次

第1章 家族ってなんだろう？

- 1 現代日本人は誰を家族と思っているか
- 2 一緒に住んでいる人・いない人

第2章 時代の中の家族

- 1 長男長女と一人っ子が増えた？
——きょうだい構成の推移
- 2 きょうだい内での学歴達成
- 3 夫になったとき・妻になったとき
- 4 夫婦のかたち・結婚のかたち
- 5 配偶者との別れと再びの出会い
——離別と死別、再婚
- 6 親になったとき
- 7 親と死別したとき
——子ども役割の喪失

第3章 夫との関係・妻との関係

- 1 夫婦の働き方
- 2 夫の家事参加
- 3 夫婦関係の評価

第4章 親と子のつながり

- 1 育児としての母と子のつながり
- 2 育児としての父と子のつながり
- 3 成人した子と親とのつながり
——親からみた親子関係
- 4 結婚した子と実親・義理の親とのつながり
——子からみた親子関係

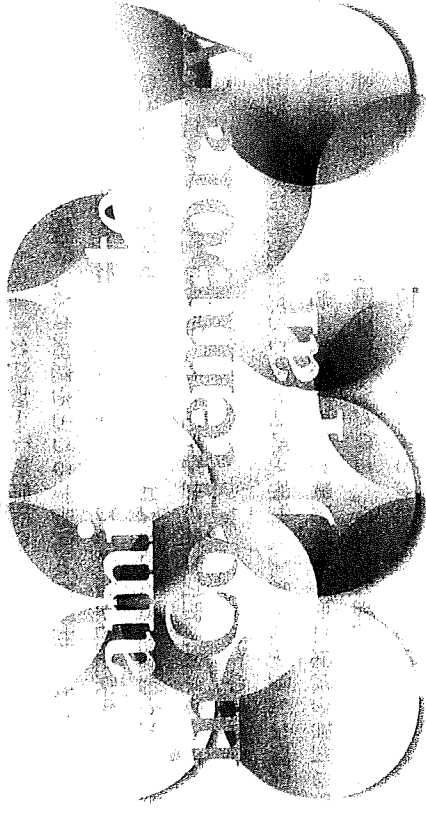
第5章 兄弟姉妹とのつながり

第6章 援助資源としての家族

現代日本人の家族

NFRJから見たその姿

藤見純子・西野理子 編



現代日本人の家族

藤見純子・西野理子 編



9784641183704



1921336022001

ISBN978-4-641-18370-4

C1336 ¥2200E

定価(本体2,200円+税)



有斐閣ブックス

有斐閣ブックス

691

1-2 一緒に住んでいる人・いない人

◆家族認知と家族概念

以上、現代日本人がどのような親族を家族と認知しているのかを観察してきた。しかし、ここで明らかにされたことから、家族とはどのような親族関係がどのような組織された存在かを述べることはできない。なぜなら、家族と認知された親族とそうでない親族とは、親族カテゴリー以外にどのような点で異なるかを検討していないからである。実際の相互作用において、また愛憎をはじめとする感情の有無や程度において、家族と認知された親族とそうでない親族との相違が明らかになったとき、家族とはどのような親族関係がどのような組織された存在なのかについて1つの考えを提示することができよう。

とはいえ、現代日本人が「家族の一員」と思う親族は、次節で考察されるように同一世帯員に限定されず、より範囲が広く、したがって規模も大きいことは確かである。家族とはなにかを問う、あるいは定性的に定義するにあたっては、このことを踏まえる必要があるように思われる。

【付記】本稿は、巻末の引用・参照文献に示した旧稿に基づいて編集したものである。

——藤見 純子◆

◆家族と世帯

家族と非常に関連が深い概念に世帯 (household) がある。世帯とは、居住と生計をともにする集団のことである。世帯は、家族員以外のメンバーを含むこともあるし、家族には別世帯に居住するメンバーが含まれることもある。

家族という概念は日常用語として人々に使用されるために多義的であり、簡単に測定できないのに対して、世帯はもともと測定のために用意された概念であり、こうした測定上の問題は少ない。このため、国勢調査をはじめとして各種の調査では世帯を対象にデータが収集される。家族と世帯は概念的には独立であるが、実際には重複が大きく、世帯を測定することで間接的に家族へ接近する方法がとられるのである。

さて、私たちの多くは、定住家族の世帯で生まれ、年齢の進展とともに、所属する世帯の変化を経験する。たとえば、子どもが大学への進学や就職などの結果、一人暮らしや寮生活を始めることは、もとの世帯 (議論の基点とするため、以下基準世帯と呼ぶ) から世帯員が別居することを意味する。別居したにもかかわらず、子どもも本人や親からはこの別居が「一時的な」ものとしてしか認識されないことも多い (もちろん、双方の認識が異なっていることも、同じこともある)。一方で、子どもが結婚し、別世帯を形成するような場合には、完全な「別世帯」として認識されることもある。別世帯の形成は一時的別居を経たうえでなされる場合と、一時的別居を経ないでなされる場合がある。同様に、別世帯が一時的別居を経て基準世帯に復帰する場合、一時的別居を経ずに世帯統合が実現される場合などがある (以上図1-2-1)。基準世帯に居住する人にとっては、同じ世帯に居住する人間は同居世帯員、一時的に別居している人間は一時的別居世帯員、別世帯に居住する人間は別世帯員ということになる。

この節では、まず、回答者自身の所属する世帯を基準世帯とし、彼/彼女の同居世帯員の続柄について、データから検討しよう。ただし、NFRJ03では「一緒に住んでいる人」の属性は測定されているが、家計をともにする、とい

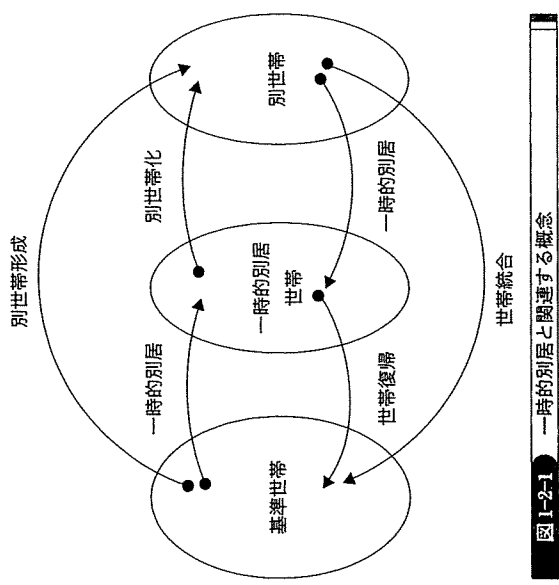
表 1-2-1 同居世帯員の構成

回答者 年齢	男 性												
	配偶者	自分の 親	配偶者 の親	自分の 祖父母	配偶者 祖父母	自きよ うだい	配きよ うだい	子ども	子の配 偶者	孫	その他 親族	非親族	一人暮 らし
28-39 歳	64.9	33.2	3.5	4.7	0.3	10.8	0.3	53.5	0.0	0.0	1.2	0.2	9.4
40-49	85.2	29.1	7.9	1.1	0.5	2.5	0.2	79.8	0.0	0.2	0.5	0.0	4.1
50-59	85.8	26.8	4.5	0.1	0.0	2.5	0.4	65.7	2.5	3.1	0.8	0.0	6.8
60-69	89.2	9.0	2.0	0.0	0.0	0.9	0.1	42.1	11.0	11.6	0.4	0.3	6.4
70-78	88.4	2.2	0.9	0.0	0.0	0.6	0.0	39.8	19.8	21.9	0.0	0.0	6.9
全 体	82.0	21.9	3.9	1.3	0.2	3.8	0.2	57.3	5.3	5.8	0.7	0.1	6.8

回答者 年齢	女 性												
	配偶者	自分の 親	配偶者 の親	自分の 祖父母	配偶者 祖父母	自きよ うだい	配きよ うだい	子ども	子の配 偶者	孫	その他 親族	非親族	一人暮 らし
28-39 歳	75.0	20.3	12.3	2.5	1.0	7.7	1.2	73.2	0.0	0.0	1.4	0.1	4.0
40-49	83.4	13.1	20.1	0.4	0.4	1.4	0.4	85.7	1.0	0.6	0.9	0.1	2.4
50-59	83.3	8.0	13.7	0.1	0.0	1.2	0.3	65.5	5.5	5.7	0.3	0.3	4.4
60-69	74.7	2.5	3.8	0.0	0.0	1.6	0.1	45.7	14.3	16.6	0.4	0.3	10.6
70-78	60.6	0.3	1.5	0.0	0.0	1.8	0.6	49.4	25.7	26.9	1.5	0.0	16.6
全 体	77.1	10.2	11.4	0.7	0.3	3.0	0.5	65.9	7.0	7.6	0.8	0.2	6.4

【NFRJ03】

(注) 1 数字は当該の年齢層の回答者が、当該のカテゴリーの人物と同居しているパーセンテージを示す。
 2 「自きょうだい」は自分のきょうだい、「配きょうだい」は配偶者のきょうだい。



う条件がそこに付されているわけではない。「一緒に住んでいる」だけでは厳密には世帯員の定義に対応しない(生計をともにしていないなど)が、おおよその指標と考えることはできる。

ついで、彼/彼女によって、一時的に別居しているとみなされる人々(一時的別居世帯員)がどのような統柄から構成されるのかを検討しよう。最後に、一時的別居世帯員と別世帯員の差異を検討することで、別世帯形成のメカニズムについて検討する。こうした作業を経て、世帯から別の世帯が生まれる過程を理解することができる。なお、ここで扱う対象はあくまでも世帯であり、ただちに家族の分離・独立の過程を明らかにするものとはいえないが、こうした検討の結果は、家族の動態を考えるうえで大きな示唆を与えてくれるはずである。

◆一緒に住んでいる人

回答者の同居世帯員の統柄を配偶者、自分/配偶者の親(父母)、自分/配偶者の祖父母、自分/配偶者のきょうだい、子ども/子どもの配偶者、孫、その他の親族、非親族、に区分してみると、圧倒的に多いのが配偶者、ついで子

ども、自分の親である(表1-2-1)。男性は40代以降70代まで、配偶者との同居が85%を超えるが、女性は70代では6割程度、それ以前も男性よりは低い。子どもとは、40代において男性の約80%、女性は86%ほどが同居している。高齢層ではこの数値は低まるが、それでも男性は70代で約4割、女性は5割近くが子どもと同居している。子どもの配偶者や孫との同居は高齢になるほど上昇し、70代では男性のほぼ20%、女性は26%近くが同居する。この数字は、結婚した子どもとの同居を意味すると考えてよいため、配偶者のいない子どもと同居している比率は、男女とも70代では少なくとも20%から25%ほどになることがわかる。

親との同居はこれに比較するとやや低い。自分の親との同居は男性は30代・40代で3割ほど、女性は30代で2割ほど、これ以降の年齢層では比率は低下する。女性は、40代で2割が配偶者の親と同居しているのに対して、男性はどの年齢層でもこの数値は1割に満たない。その他の親族、非親族はきわめて少数で、きょうだいも基本的には非常に少ない。一人暮らしは、男女とも多くの年齢層で10%未満であるが、女性の70代では約17%と一挙に比率が高くなる。このように、一緒に住んでいる人の比率の高さからいえば、配偶者と子どもが圧倒的であり、多くの世帯は夫・妻・子からなる世帯構成を示す。

ただし、以上の同居率は単純にその続柄の人と同居している人がどのくらいいるか、という指標(粗同居率)であり、子どもがいる人の何%が子どもと同居しているのか、配偶者のいる人の何%が同居しているのか、を示しているわけではない。

◆純同居率の比較

このため、以上ととくに数値の高かった配偶者・自分の親・配偶者の親・子ども・子どもの配偶者の5つを中心に、それぞれの続柄をもつ人の中での同居率(純同居率)を算出してみよう。これを男女別・年齢別に示したグラフが図1-2-2である。これについては以下のことが読み取れるだろう。

- ① どの年齢層でも配偶者をもつ人は、100%近くが配偶者と同居している。自明のことではあるが、配偶者をもっとも居住をともにする関係である。
- ② 自分の親との同居は、男性ではどの年齢層でも3割から4割、女性では

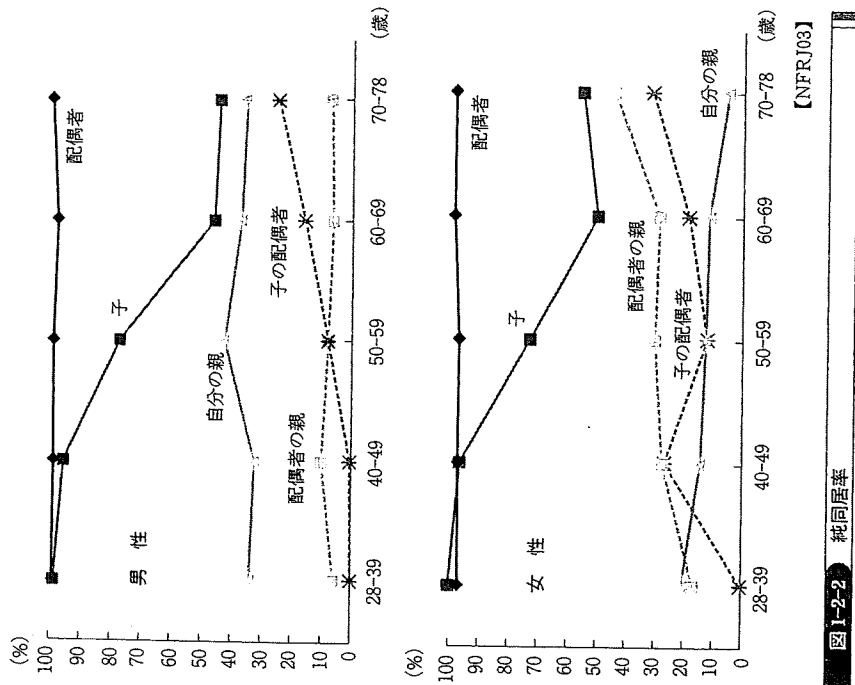


図1-2-2 純同居率

30代で21%ほど、40代から60代は11~14%と低くなる。女性の場合はこれにかわって40代から60代にかけて配偶者の親との同居が3割前後、70代では45%ほどにまでなる。明らかに子夫婦と夫親との同居が多いことが確認できる。また、高齢層ほどこの同居率が高い理由は、ひとつには世帯統合によってある時期以降親との同居を開始した人が少なくなることが考えられる。

- ③ 子どもとの同居は、男女とも30代・40代ではほぼ100%近いが、50代では70%前後、60代では50%前後、70代では男性45%程度、女性55%程度となる。50代、60代でも子どもとの同居率がかなり高いことは、

現代の日本の特徴でもある。

④ 子どもの配偶者との同居は、男性は年齢層とほぼ線形の関係があり、50代では1割に満たないが、60代で15%ほど、70代では約25%。女性は、60代で18%、70代で3割を超える。これを見る限り、高齢層では有配偶の子どもと同居する人々が男女とも2割から3割存在し、一方で無配偶の子どもと同居する人も20%から25%程度存在するということになる。つまり、子どもとの配偶者の有無にかかわらず、高齢期に子どもと同居している人がきわめて多いということになる。

以上から、多くの世帯は夫婦を中心に構成され、子どもが小さい時期には夫婦と子どももかまならぬ世帯（いわゆる核家族世帯）が形成されること、子どもは成人するにつれて別居を開始するが、一部はそのまま世帯に同居を続けること、高齢期になると、より高齢の親との同居を開始するようになること、また一方で有配偶の子どもとの同居もなされること、こうした親と子夫婦の同居は夫方に傾斜した傾向を示すことがわかる。

こうした世帯構成の動態は、直系家族制と呼ばれる家族の制度的類型（一子が結婚後に親と同居することを原則とする家族制度）と親和的である。ただし、年齢層別の子どもとの同居率を検討すると、結婚後ただちに親との同居を開始する夫婦は少数で、多くが一定期間の別居を経てから同居を開始していると考えられる。配偶者との同居が大多数の対象者に成立する強い原則であるのに対して、親との同居や子夫婦との同居を結婚直後から原則とする対象者は多いとはいえない。これらを見る限り、世帯構成の原則は夫婦家族制（一子が結婚後に親と同居することを原則とする家族制度）が支配的であると考えるべきだろう。しかし、高齢になった親との同居は頻繁にとられており、夫婦家族制に基づく直系家族が高齢層では観察されることになる。

また、注目すべき現象として、無配偶の子どもと長期間同居を継続する人々が多いことがあげられる。これは子ども未婚化や晩婚化に伴って徐々に増大してきた世帯のあり方であり、生涯未婚率の低かったこれまでの時代にはあまり多く観察されるものではなかった。子どもが親に依存しているのか、親が子どもに依存しているのかは判断できないうえ、少なくとも日本の家族にとっても無視できない新しい現象といえる。

◆一時的に別居をしている人

それでは、一時的に別居している人と認識されているのは、どのような人たちなのだろうか。まず、全体では13%の人が「一時的な別居世帯員あり」と回答している。この数値は決して少ないとはいえない。別居世帯員数の内訳は、1人10.2%、2人2.4%、3人以上0.4%。つまり、10世帯に1世帯以上が別居世帯員を有することになり、その大半は1人ということになる。

次に、別居世帯員として示された人々の男女別・年齢別度数分布を示したものが図1-2-3である。年齢は0歳から98歳までと広いが、平均は33.2歳、標準偏差は10.08で、分布自体は18歳から急増し、22歳くらいまで高い値を示しながら、その後はゆるやかに減少していく。この傾向は30代から40歳くらいまで続き、40代以降の分布は少ない。この20代における「別居世帯員の減少過程」は、「別居世帯員」から「別世帯員」への移行を示しているように思われる。経済的自立や結婚によって、次第に彼ら／彼女らは「一時的に別居している」存在から「完全に別居している」別世帯の人として認識されるようだ。

こうした全般的な傾向は男女で同様だが、20代の別居世帯員数は男性に高く、この時期に男女差が出現する。この傾向を説明する要因は、進学率の男女差（男性のほうが大学進学率が高い）と初婚年齢の男女差（女性のほうが初婚年齢が若い）であると思われる。80代以降は数は少ないけれども、女性のほうが男性を上回る。これは、寿命の男女差が主要な要因と思われる。

このように、一時的別居世帯員の圧倒的に多くが20代前半の人々であり、進学・就職のために別居を開始した者たちが、このカテゴリーに相当する人々として認識されているようである。続柄は、回答者の子どもが64.3%、内訳は男子が41.3%、女子が23%と、回答者の男子が圧倒的に多い。なお、単身赴任などは40代から50代にかけて、また介護などのための施設入所は70代以降に多いと考えられるが、これらの年齢層において別居世帯員とされた人の数は少ない。実際、回答者の父母は本人・配偶者側双方を含めても約10%、単身赴任などと思われる配偶者は3%と少数であった。

表 1-2-2 別居している第一子(18-30歳)の婚姻上の地位と「別居世帯員の認識」

婚姻上の地位	別居世帯員という認識 (長子が男性の場合) ¹⁾		計
	なし	あり	
有配偶	110 (91.7)	10 (8.3)	120 (100.0)
無配偶	68 (34.3)	130 (65.7)	198 (100.0)
計	178 (56.0)	140 (44.0)	318 (100.0)

婚姻上の地位	別居世帯員という認識 (長子が女性の場合) ²⁾		計
	なし	あり	
有配偶	167 (97.7)	4 (2.3)	171 (100.0)
無配偶	46 (40.0)	69 (60.0)	115 (100.0)
計	213 (74.5)	73 (25.5)	286 (100.0)

1) : $\chi^2_{(1)} = 99.63$ $p < .001$
 2) : $\chi^2_{(1)} = 120.26$ $p < .001$

【NFRJ03】

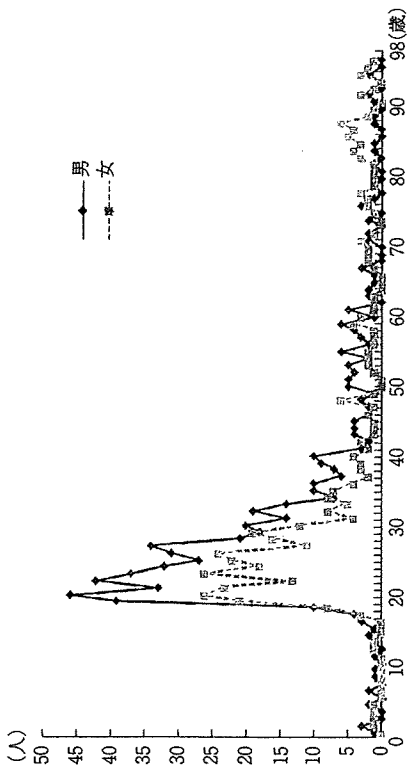


図 1-2-3 男女別にみた別居世帯員の年齢別度数分布

◆一時的別居と別世帯

それでは、一時的別居と認識される場合と、別世帯と認識される場合の差異はどのような要因に基づくのだろうか。第一子年齢が18-30歳で、回答者と「同じ家屋」でない場所(敷地内はなれ・別棟を含む)に居住している、という条件を満たす回答者のみ(n=607)を対象にして、第一子についてこの問題を検討したところ、以下のような結果が得られた。

- ① 別居子が「在学中」の場合には9割以上が「一時的別居」、「就業中」の場合は7割近くが「別世帯」と認識されている。つまり、経済的依存が「一時的別居」の認識と強く関連している。
- ② 子どもが有配偶で別居している場合には96%が「別世帯」と認識されているのに対して、無配偶の場合には「一時的別居」という認識が6割強に成立している。在学中・未婚・親への経済的依存という状態から、卒業・就職、経済的自立、結婚といったライフコース上の移行によって「一時的別居世帯員」から「別世帯員」へと位置づけが変化していくことが推察される。
- ③ 以上の変数の効果を同時に検討した場合に、もっとも影響力のある要因は、子どもの配偶者の有無であった。別居子に配偶者がいる場合には、一時的別居ではなく別世帯として、逆に配偶者がいない場合には、一時的

な別居と認識される傾向が強い。この傾向はとくに長子が女性の場合に強く、別居子に配偶者がいる場合に約98%が別世帯員として認識される(男性の場合は約92%) (表1-2-2)。

◆居住規則からみた家族

以上のように、大多数の世帯は本人、配偶者、子どもという組み合わせからなり、ついで親、配偶者の親、子どもの配偶者といった関係がこれに加わるものになる。高年齢になると、親との同居が増加し、この関係は夫方に傾斜する傾向がみられる。

また、一時的別居世帯員の多くは未婚の子どもでもあった。こうした子どもたちは、有配偶になると別世帯であると認識される傾向が顕著に示された。

以上の結果から家族のあり方について考察してみよう。まず言えることは、20代で親と別居する子どもが多いようだ。そうした子どもたちは、独身のうちは一時的に世帯外に別居しているものとみなされることが多いが、結婚すると、一時的に別居しているのではなく、別世帯を形成しているともみなされる傾向がある。この傾向は子どもが女性の場合に顕著であるが、男性においても傾向は同様である。

こうした結果は、家族のあり方としては夫婦家族制が主流となっていること

を意味する。一方で親が高齢になったときに子どもが親と同居する慣行も広くみられる。文脈を推測すれば、それは家産や家系の維持・存続を目標とした伝統的な直系家族制に基づくものではなく、原則としては夫婦家族制に立ち、親の介護などの事情が発生、または予期される場合に同居が選択されているものと考えられる。

——稲葉 昭英◆

第2章

時代の中の家族

3-3

夫婦関係の評価

◆配偶者からの情緒的サポート

夫・妻それぞれにとって配偶者との関係はどのように経験・評価されているのだろうか。まずは、配偶者からどのくらい情緒的なサポートを受けているのかを検討してみよう（以下の分析対象はすべて有配偶かつ、配偶者と同居している人に限定する）。表 3-3-1 は、「あなたの方ご夫婦にどの程度あてはまりますか」という質問によって3つのサポートの利用可能性を尋ねた結果である。

男女ともにはほとんどの回答者が、配偶者から「心配ごとや悩みごと」を聞いてもらい、「能力や努力」を高く評価してもらい、「助言やアドバイス」をもらっていることがわかるが、少なからぬ男女差も看取できる。「心配ごと」では、「あてはまらない」「どちらかといえばあてはまらない」が男性では12%程度だが、女性では19%強、同様に「努力評価」は男性15%強に対して女性27%強、「助言」は男性15%強に対して女性24%弱。概して女性のほうが、配偶者から得ているサポートが少ない。とりわけ、能力や努力を評価してもらえない、という思いを抱いている妻は少なくない。この傾向は、すでにNFRJ98の時点でも観察されており、配偶者からの情緒的サポートは男性に多

表 3-3-1 配偶者からの情緒的サポート

項目	回答者性別	n	あてはまらない		どちらかといえばあてはまらない		どちらかといえばあてはまる		合計
			あてはまらない	2.2	9.6	40.9	47.3	あてはまる	
心配ごと	男性	(2,419)	2.2	9.6	40.9	47.3	100		
	女性	(2,560)	5.8	13.4	40.7	40.2	100		
努力評価	男性	(2,412)	3.2	12.2	48.0	36.7	100		
	女性	(2,552)	6.8	20.4	46.9	25.9	100		
助言	男性	(2,420)	3.6	11.8	45.1	39.5	100		
	女性	(2,557)	6.8	17.0	42.3	33.8	100		

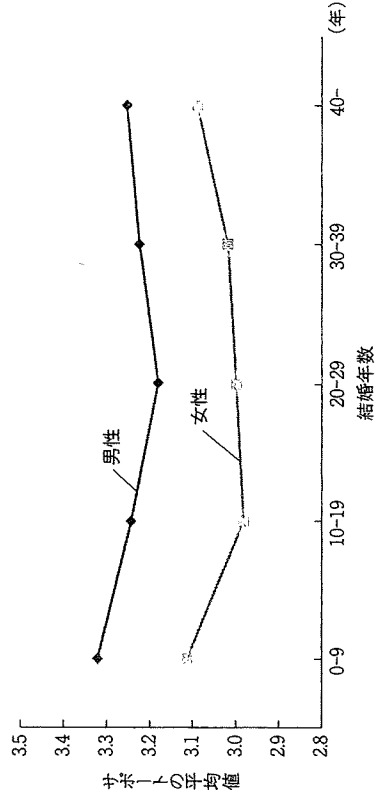
【NFRJ03】

(注) 心配ごと：わたしの心配ごとや悩みごとを聞いてくれる、努力評価：わたしの能力や努力を高く評価してくれる、助言：わたしに助言やアドバイスをしてくれる。

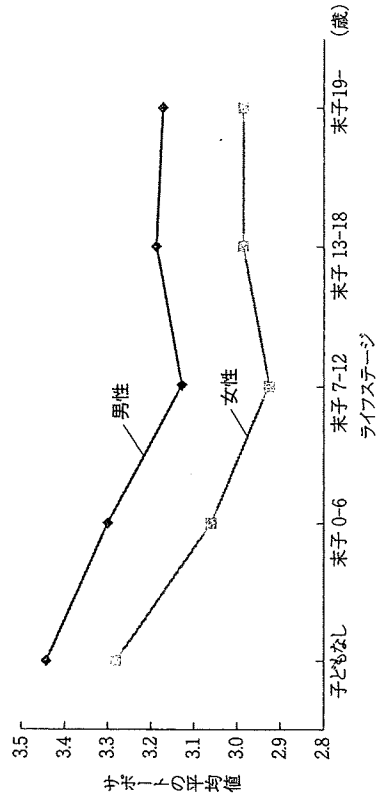
く女性に少ない、という関係があらためて確認されたことになる。

情緒的なサポートは、結婚年数やライフステージによって異なることが知られており、この傾向はNFRJ08でも確認できる。3つの項目の得点（あてはまらない1、以下2、3、4をわりあてたもの）の男女別の平均値を結婚年数別およびライフステージ別（末子年齢別）に算出したグラフを図 3-3-1 および図 3-3-2 に示す。

一見して以下のようなことがわかる。



【NFRJ03】



【NFRJ08】

表 3-3-2 配偶者への満足度

項目	回答者 性別	n	かなり 不満	どちらかとい えば不満	どちらかとい えば満足	かなり 満足	合計	(%)	
								満足	不満
育児の取り組み	男性	(2,050)	0.8	5.9	56.4	36.9	100		
	女性	(2,254)	9.0	23.4	53.0	14.6	100		
親への接し方	男性	(1,346)	1.6	9.1	55.4	34.0	100		
	女性	(1,590)	4.6	15.9	56.8	22.8	100		
家事への取り組み	男性	(2,373)	0.9	8.1	53.3	37.7	100		
	女性	(2,534)	12.3	32.1	45.4	10.2	100		
家計の管理運営	男性	(2,364)	1.5	9.1	57.4	32.1	100		
	女性	(2,525)	7.7	18.8	55.7	17.9	100		
性生活	男性	(2,228)	4.4	18.0	61.7	15.9	100		
	女性	(2,253)	4.4	18.2	67.6	9.9	100		
夫婦関係全体	男性	(2,349)	1.3	8.5	59.6	30.6	100		
	女性	(2,484)	6.0	15.4	59.3	19.3	100		

【NFRJ03】

(注) 項目は順に「育児や子育てに対する、配偶者の取り組み方について」「あなたの親に対する配偶者の接し方について」「家事に対する配偶者の取り組み方について」「家計の分配や管理・運営について」「性生活について」「夫婦関係全体について」。

家事・育児の不満がただちに夫婦関係全体の不満を引き起こしているわけではないようだが、男性のほとんどが満足しているのに対して、女性は少なくない者が不満を表明し、夫婦関係は女性により不満なものとして経験されていることは間違いないようだ（こうした傾向はNFRJ98でも確認されている）。

◆結婚満足度のU字型パターン

結婚満足度は家族研究の中でも研究蓄積のある分野である。従来の研究は、アメリカでも、日本でも、結婚満足度は結婚年数の経過とともにU字型のパターンを描くことを明らかにしている。ただし、これには反論もあり、近年では結婚年数の経過によって一貫して満足度が低下するという指摘もある。ここでは、結婚年数および末子年齢によるライフステージによって対象者を区分し、結婚満足度のパターンを比較してみよう。

総合満足度である「夫婦関係全体」の満足度について、男女別に結婚年数別の平均点とライフステージ（末子年齢）別の平均点（かなり満足=4、以下3、2、1

① 男女間の差異は一貫して存在し、男性のほうが配偶者からのサポートに恵まれている。

② 結婚年数が短い段階にある人ほどサポートの得点が高く、男性は結婚20-29年、女性は結婚10-19年の人の得点が高くなる。男女とも、それ以上の結婚年数のグループではやや得点が高くなる。結婚年数の経過の中で個人がどのような変化を経験したのかはこのデータではわからないが、結婚の初期段階の人と、長期の年数がたっている人にサポート得点が高いというU字型は、NFRJ98でも確認されている。

③ 同様に、末子の年齢段階では、男女ともに末子7-12歳のグループがもっともサポート得点が高い。子どもがいないグループ（ほとんどが結婚年数3年以内）がもっともサポート得点が高く、またもっとも後期である末子19歳以上のグループで、やや得点が高い傾向が示されている。こちらも、U字型に近い分布を示すが、男女ではほとんど同じようなパターンを示すことが特徴的である。

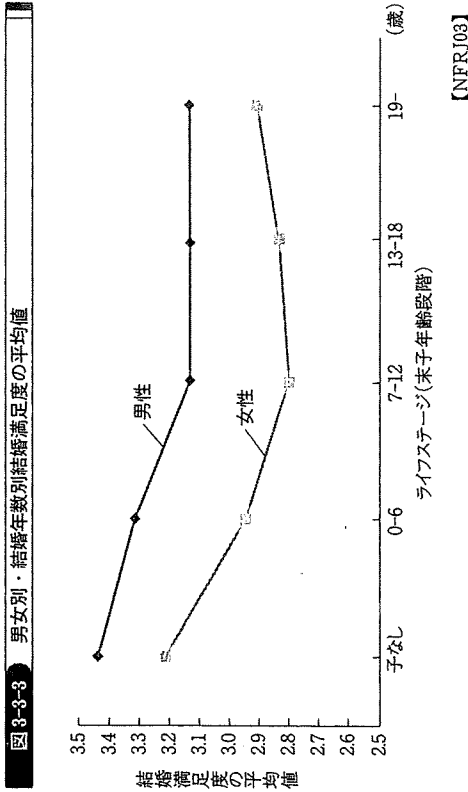
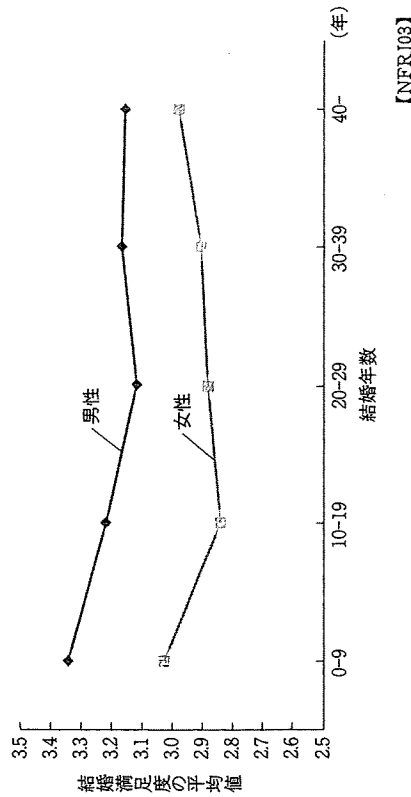
◆結婚満足度

配偶者の情緒的サポートは、配偶者がどのくらい自分にとって支えとなっているか、という指標であった。次に、配偶者に対する満足度を問う結婚満足度について、同様に男女別と結婚年数・ライフステージ別の差異を検討してみよう。質問は「あなたの結婚生活で次にあげる（ア）から（カ）の点について、あなたはどれくらい満足していますか」である。

表3-3-2に単純集計結果を男女別に示す。まず、先の情緒的サポートにみられた男女差とはほぼ同様な男女差が看取できる。男女差が大きいのは育児と家事の項目で、「育児に対する配偶者の取り組み」は、男性の9割以上が満足しているのに対して、女性は3割以上が不満を表明、「家事に対する配偶者の取り組み」も、男性の9割が満足しているのに対して、女性は44%ほどが不満を表明している。男性の家事・育児参加の低さは前節でみたとおりだが、そうした現状に対して男性は満足し、女性は不満をもつという関係が示されている。

総合満足度である「夫婦関係全体」については、男性の9割が満足しているが女性は2割以上が不満を表明している（ただし、男女とも概して満足度は高い）。

の得点を与えたもの)を 図 3-3-3 および 図 3-3-4 にまとめた。どちらも、情緒的サポートのグラフと似ている。男女差は一貫して存在しており、女性のほうが満足度が低い。結婚年数が短い人、子どもがいない人ほど満足度は高い。結婚年数については、男性では結婚後 20-29 年のグループの満足度もっとも低い。女性では 10-19 年のグループの満足度が低く、両者は必ずしも一致しない。ライフステージでは、男女とも末子 7-12 歳のグループで満足度が最低となる。また、それ以降のグループについては、結婚年数・ライフス



テージとともに、女性においてやや満足度が高まるが、男性はほとんど同じ程度の数値を示す。形状はU字型というには、後半の上昇の度合いが低い。結婚年数が中程度、末子が小学校高学年頃(長子が中学生頃)に結婚満足度の低い者が多いことは確認できる。なお、効果自体はライフステージのほうが結婚年数よりも大きい。

以上と同様の傾向は NFRJ98 でも示されており、末子が小学校高学年から中学生頃、女性では結婚後 10-19 年くらいの時期に満足度が非常に低くなることは、現時点ではかなり確からしいように思われる。

では、なぜこの時期に満足度が低下するのだろうか。一般には、①反抗期の子どもとの関係の中で夫婦関係が悪化する、②結婚満足度が低い場合、子どもにない夫婦では離婚が選択されやすく、総じて満足度が高い夫婦が残るのに対して、子どもにない夫婦では離婚が選択されにくく(離婚を思いとどまる、など)、このために満足度の低い夫婦が多く観察される、といったことが指摘されている。

日本的な文脈からすると以下の点も指摘できる。③末子が小学校高学年頃に、専業主婦であった女性たちが就労を再開することが多い(いわゆるM字型就労の後半である)。こうした家族構造の変化が夫婦関係に影響を与えている可能性がある。④子どもが小学校高学年以降になると、中学受験、高校受験など親が子どもの成績や進路で悩むケースは少なくない。学校にかかわるストレスが夫婦関係を悪化させる。

◆結婚満足度に影響を与える要因

結婚年数やライフステージ以外に、どのような要因が結婚満足度に影響を与えるのだろうか。これまで知られている要因のうち、重要なもののひとつに世帯の経済状態があげられる。NFRJ03 においても、世帯年収と結婚満足度には関連がみられるが、この関連は女性にのみ示される(図 3-3-5)。女性は世帯年収が低いほど結婚満足度は低い傾向があるが、男性は世帯年収にかかわらず、総じて結婚満足度が高い。女性は現実的、男性は非現実的ということなのだろうか。

続いて、関心がもたれるのは、妻の就労形態である。共働きの女性が、仕事

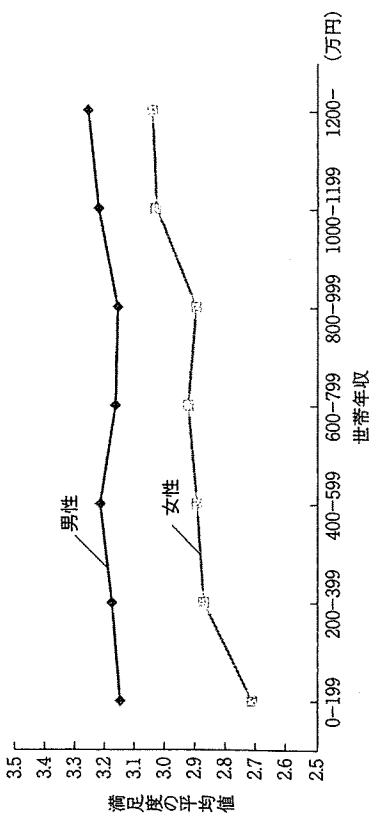


図3-3-5 男女別・世帯年収別にみた結婚満足度の平均値 【NFRJ03】

と家庭の両立に苦しんでいるという話もある。対象者を配偶者のいる女性に限定して、この問題を検討してみよう。

妻の就労形態を正規雇用（公務員・民間企業の正社員）、非正規雇用（派遣、パート、アルバイト）、自営業（内職を含む）、専業主婦に分けて、ライフステージ別に満足度の平均値を男女別に比較してみた（男性は高齢者をのぞけばほとんどが正規雇用と自営であり、無職や非正規雇用は少ないため、男性の間の差異は捨象する）。

しかし、結論からすれば、妻の就労形態は夫・妻いずれの結婚満足度とも統計的に有意な関連はみられなかった。男性でも女性でも、妻が共働きであろうと専業主婦であろうと、それほど結婚満足度に大きな差異は示されない。女性の働き方よりも、世帯の年収やライフステージのほうが結婚満足度に大きな影響を与えている。

◆夫婦間のトラブルやもめごと

夫婦の関係性を測定する指標として、満足度とは逆の「トラブルやもめごとの頻度」がある。NFRJ03では、直近の1年間のトラブルやもめごとの頻度（なかった、まれにあった、時々あった、何度もあった）を尋ねている。

表3-3-3 ライフステージ別にみた配偶者とのトラブル・もめごとの頻度

ライフステージ	男性回答者 (n=1,723)				合計
	なかった	まれにあり	時々あり	何度もあり	
子どもなし	45.9	31.2	17.2	5.7	100
末子0-6歳	39.2	28.9	22.3	9.6	100
末子7-12歳	39.6	34.0	20.8	5.6	100
末子13-18歳	38.4	29.9	26.2	5.5	100
末子19歳-	43.8	32.0	19.1	5.2	100
全体	41.4	31.2	21.1	6.4	100

ライフステージ	女性回答者 (n=1,907)				合計
	なかった	まれにあり	時々あり	何度もあり	
子どもなし	39.3	38.1	19.1	3.6	100
末子0-6歳	28.4	31.5	29.7	10.4	100
末子7-12歳	32.7	32.0	24.1	11.2	100
末子13-18歳	35.6	32.2	23.4	8.8	100
末子19歳-	40.2	28.7	24.6	6.5	100
全体	35.2	30.9	25.4	8.5	100

【NFRJ03】

このトラブルやもめごとの頻度に関しても、統計的に有意な関連を示した変数は性別、ライフステージと世帯年収であった。男女別に、世帯年収ごとの集計結果をまとめたのが表3-3-3である。

一般的には女性のほうが頻度を多く報告する傾向がある。ライフステージ別にみると、女性では末子0-6歳の時期に約4割が「時々あった」「何度もあった」と回答している。男性もこのステージのグループがトラブルやもめごとをもっとも多く報告している。これは、子どもの出生に伴う「親への移行」による夫婦間コンフリクトの顕在化（親役割への適応と、既存の役割関係の調整に伴う問題）と考えられるが、男女ともにこのグループの結婚満足度が最低ではなかったことに注意する必要がある。このあとのグループのほうがトラブルやもめごとは少ないにもかかわらず、満足度は低い。

こうした点からすると、夫婦間のコンフリクトが顕在化した場合には、「トラブルやもめごと」では夫婦関係をとらえられないということになる。子どもが小さい時期は結婚年数がそれほど経過しておらず、コンフリクトが顕在化しやすいが、ある程度年数が経過すると、コンフリクトを潜在化させるスキルを